

## 児童福祉法第34条の17に基づく措置

指導監査対象事業所名 (運営法人名)	指導監査 種 類	指導監査 実 施 日	措置種類	措置内容
ちゅうわ南保育園 (中和興産株式会社)	一般指導監査	令和5年7月24日	改善勧告	(施設運営) 1 札幌市児童福祉法施行条例に基づき、施設等において、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を適切に整備し、施設等に備え置くこと。(札幌市児童福祉法施行条例第138条の38及び第155条)
ちゅうわ南郷保育園 (中和興産株式会社)	一般指導監査	令和5年8月28日	改善勧告	(施設運営) 1 札幌市児童福祉法施行条例に基づき、施設等において、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を適切に整備し、施設等に備え置くこと。(札幌市児童福祉法施行条例第138条の38及び第155条)